

○国立大学法人秋田大学総合技術部運営委員会実施細則

(平成 19 年 3 月 14 日規則第 196 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 196 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人秋田大学総合技術部規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、秋田大学総合技術部運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、秋田大学総合技術部(以下「総合技術部」という。)の次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合技術部の管理運営の基本方針及び予算等に関すること。
- (2) 総合技術部の評価、人事計画等の基本方針に関すること。
- (3) 総合技術部の技術支援の中長期計画、総合的企画及び推進に関すること。
- (4) 専門技術の向上と研鑽の推進及び研修の企画・実施に関すること。
- (5) その他総合技術部の運営に係る重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合技術部長
- (2) 各部局技術部の技術部長
- (3) 総合技術部副部長
- (4) 各部局技術部の総括技術長
- (5) 人事課長
- (6) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 6 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、総合技術部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる

(総合技術部調整委員会)

第8条 委員会の下に総合技術部調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

2 調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、人事課の協力のもと総合技術部において処理する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第6号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第196号)

この細則は、平成25年4月1日から実施する。